

北朝鮮のミサイル発射に断固抗議する決議

本年 11 月 29 日午前 3 時 18 分頃、北朝鮮が日本海に向けて弾道ミサイルを発射し、日本海上の我が国の排他的経済水域に着水したものと推定されている。

我が国をはじめとする国際社会が、北朝鮮に対し再三にわたり強くミサイル発射の自制を求めてきたにもかかわらず、幾度も発射を強行し、我が国の排他的経済水域に着水したことは、我が国のみならず東アジア地域全体の平和と安定を損なう行為であり、許しがたい暴挙である。

今回のミサイル発射が、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射も行わないことを北朝鮮に義務付けた国連安全保障理事会決議や、日朝平壤宣言にも違反することは明らかである。

よって、本区議会は、北朝鮮のミサイル発射に対して厳重に抗議するとともに、国連安全保障理事会決議に違反する行為を今後行わないよう強く求めることをここに表明する。

以上、決議する。

平成 29 年 11 月 30 日

練馬区議会